

## 統計調査市町交付金取扱要綱

- 1 知事は、市町長が執行する国の基幹統計調査および基幹統計調査以外の統計調査ならびに県統計調査に必要な経費を予算の範囲内で市町長に交付する。
- 2 交付金は、市町における歳入歳出予算に繰り入れ明確に経理するものとする。
- 3 交付金は、交付の対象となっている統計調査以外の目的に使用してはならない。
- 4 交付金のうち特別の理由により報酬および報償費を増減する流用を行う必要がある場合には、第1項の統計調査ごとに別記様式(1)により流用申請書を提出の上知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号の一に該当する場合は、流用の承認を得たものとして取扱うことができる。

  - (1) 費用弁償を報酬に組み替えて支出するとき。
  - (2) 報酬および報償費を増減する流用額が当該経費の10%未満のとき。
- 5 知事は必要があると認めたときは、交付金の経理状況について調査を行いまたは資料の提出を求めることができる。
- 6 知事は、交付金の支出について不相当と認めたとき、または交付金に余剰を生じたときは、その額を返納せしめるものとする。
- 7 市町長は、統計調査事務終了後速やかに別記様式(2)により第1項の統計調査ごとに交付金精算書を知事あてに提出しなければならない。

付 則

この要綱は、平成5年5月26日から施行し、平成5年度交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度交付金から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度交付金から適用する。